

めなど迄も、乗物に乘不申候では不叶如く罷成候、右女乗物の儀に付、我等老父儀杉浦内藏允殿と心やすく有之候が、或日の朝用事有之、早天に見舞申候處に、玄關の上の間に於て、杉浦殿高聲を被致候付、不審に存候て、其間へ參り、是は早朝より何事を被仰候やと申候得ば、杉浦殿被申候は、其元にも兼て被存候通、我等儀は朝起を致すに付、毎朝玄關より座敷邊を見廻り候處に、使者の間の窓より覗き見候得ば門下に新敷女乗物の有之候付、門番を呼尋候處、夜前我等の家來婚禮をとゝのへ候が、其女の乗來候乗物の由申に付、其者を始め家來共を呼び出し、談義をのべ聞せ申事に候、權現様參河に被遊御座候節、我等祖父は知行五百石被下置、御奉公申上候節、妻を呼むかへ候刻、譜代の家來に負木と申物をもたせ遣はし、女房にはかづきをかぶらせ、件の負木に腰を懸させ、後に負せて呼迎へ候との事に候、然るに我等などの家來の身として、女房を呼候とて、めつきの星金物など打たる乗物にのせて、呼迎へ候如く成、うつけたる事が有ものにて候哉、去に依て件の乗物をば、女の親元へ返し候共又は近所の町屋へ遣はし、拂物に成共致べく候、我等のやしき内にとても置せ候事不罷成、若又乗物に不乗して叶不申と女房申に於ては、親元江送り歸し候共又は夫婦づれにて、我等方を出候共、其段は勝手次第に致し候得と申事に候。○下略

〔落穂集追加〕松平越中守乗物拜領の事

一問曰、何れの御代の義に候や、松平越中守殿に公儀より御乗物を拜領被仰付たる義有之、夫より彼の家の乗物の棒を黒くいたし乗り被申候との事也、右乗物を被下置候節、御懇意なる上意の趣を、世上に於て様々被申觸候由、其元には如何聞及候や、答曰、此義を我等○寺友山大尊承り候は、大猷院様家○徳川御代、日光へ被爲成還御の刻、野州宇都宮に於ての義に有之由、然共其節の上意の趣と有之儀に於ては、誰も存たる者とては有間敷かにて候、子細は我等若年の節淺野因幡守殿方へ振舞にて客來有之、其座中に於て、右越中守殿御乗物拜領の由緒も有之、其上別て心安く候